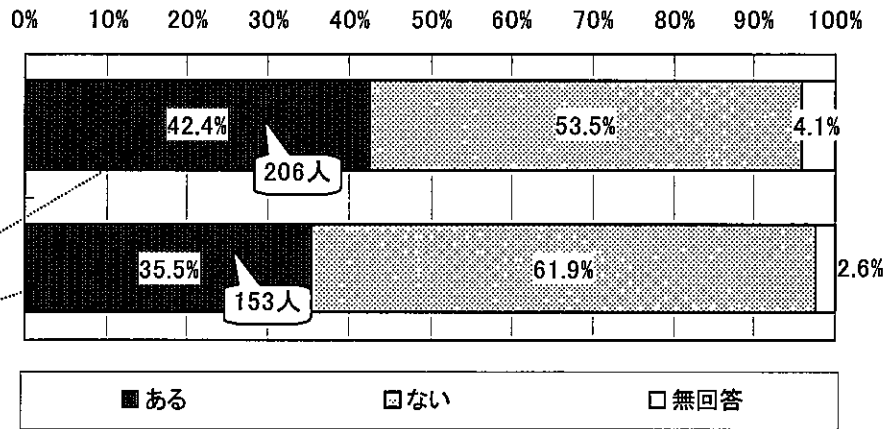
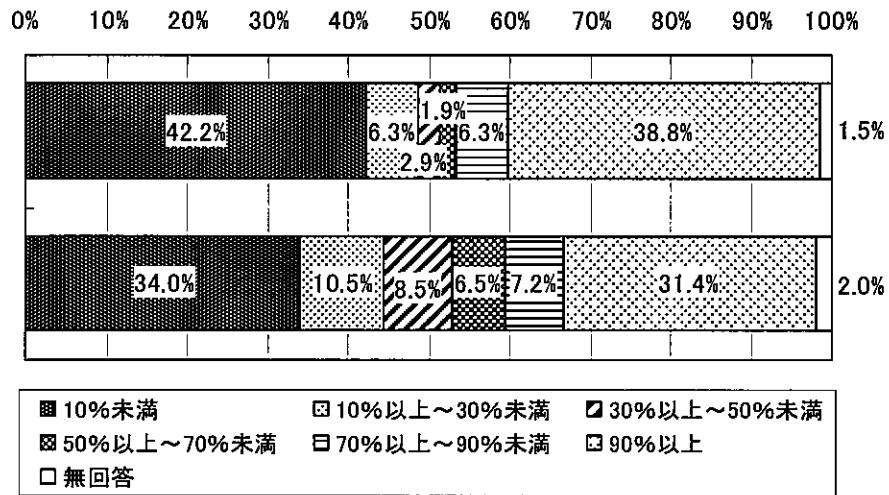


図表 18 「後発医薬品への変更不可」欄に署名した処方せんの発行経験の有無
(医師ベース)



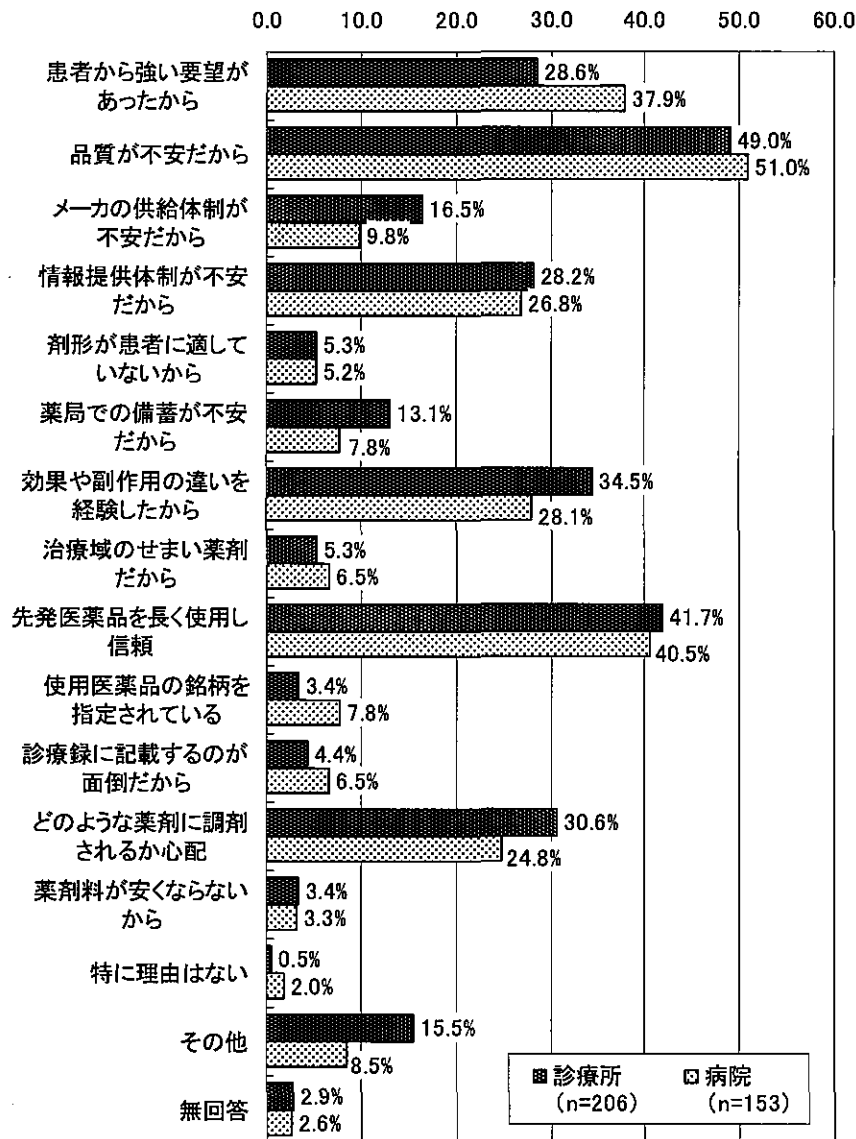
図表 19 院外処方せん枚数全体に占める、「変更不可」欄に署名した処方せんの割合 (医師ベース)



出所：厚生労働省「後発医薬品の使用状況調査（平成20年度調査）」

「後発医薬品への変更不可」欄に署名した理由について診療所および病院の医師にたずねたところ、診療所・病院ともに「品質が不安だから」（診療所 49.0%、病院 51.0%）が最も多かった。次いで、診療所では「先発医薬品を長く使用し信頼しているから」（41.7%）、「効果や副作用の違いを経験したから」（34.5%）、病院では「先発医薬品を長く使用し信頼しているから」（40.5%）、「患者から強い要望があったから」（37.9%）の順となった。

図表 20 「後発医薬品への変更不可」欄に署名した理由（医師ベース、複数回答）

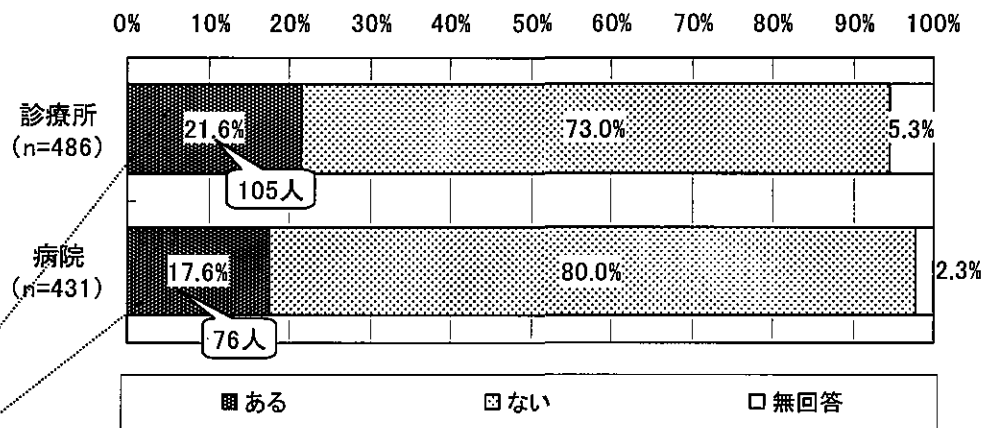


出所：厚生労働省「後発医薬品の使用状況調査（平成 20 年度調査）」

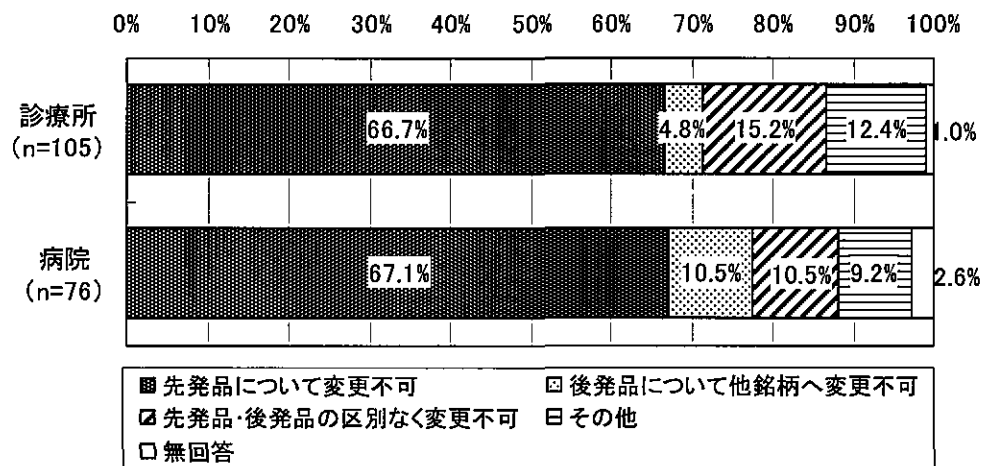
一部の医薬品についてのみ、後発医薬品への「変更不可」と記載した処方せんの発行経験の有無について診療所および病院の医師にたずねたところ、「ある」と回答した医師は、診療所が21.6%（105人）、病院が17.6%（76人）であった。

さらに、一部の医薬品について後発医薬品への「変更不可」とするケースで最も多いものについてみると、診療所・病院ともに「先発品について変更不可」という回答が7割弱となった。

図表 21 一部の医薬品についてのみ後発医薬品への「変更不可」と記載した処方せんの発行の有無（医師ベース）



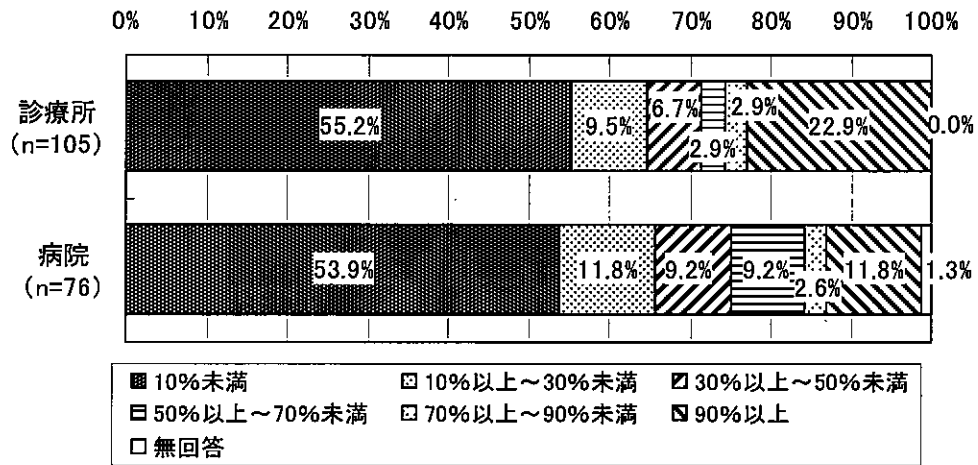
図表 22 一部の医薬品について後発医薬品への「変更不可」とするケースで最も多いもの（医師ベース）



出所：厚生労働省「後発医薬品の使用状況調査（平成20年度調査）」

一部の医薬品について「変更不可」と記載した処方せん枚数の割合について診療所および病院の医師にたずねたところ、診療所・病院ともに「10%未満」（それぞれ55.2%、53.9%）が最も多かった。一方、「90%以上」（それぞれ22.9%、11.8%）も比較的高い割合となった。

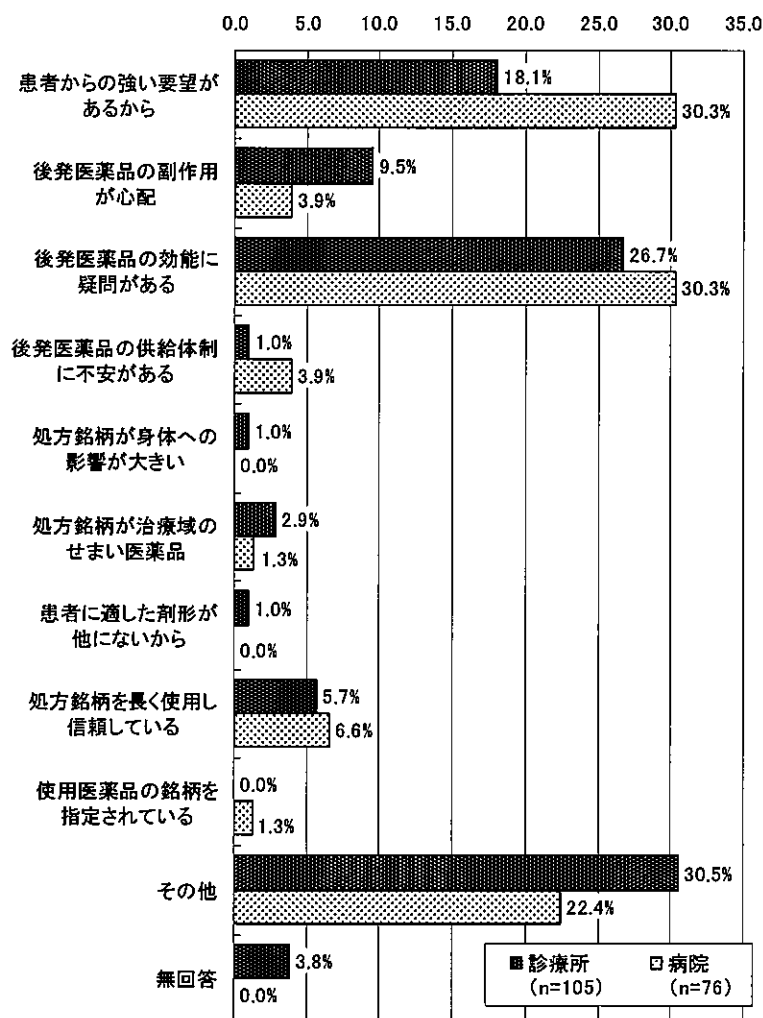
図表 23 一部の医薬品について「変更不可」と記載した処方せん枚数の割合（医師ベース）



出所：厚生労働省「後発医薬品の使用状況調査（平成20年度調査）」

一部の医薬品について「変更不可」とする理由を診療所及び病院の医師にたずねたところ、診療所・病院ともに「後発医薬品の効能に疑問がある」（それぞれ26.7%、30.3%）、「患者からの強い要望があるから」（それぞれ18.1%、30.3%）が多かった。

図表 24 一部の医薬品について「変更不可」とする理由（医師ベース、単数回答）



注：「その他」には、複数の選択肢に○がついている回答が含まれる。その内訳は、以下のとおりである。

その他の記載内容の内訳

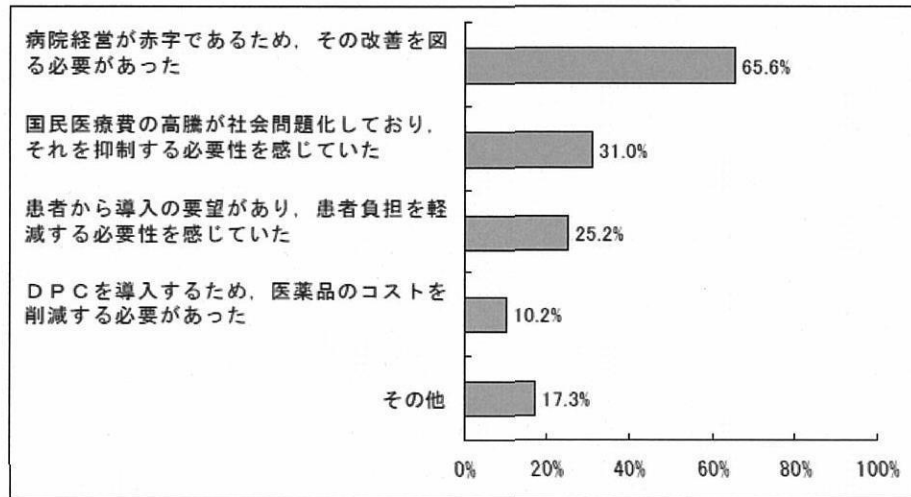
	診療所	病院
「その他」を選択した回答数	32 件	17 件
患者からの強い要望があるから	7 件	4 件
後発医薬品の副作用が心配	8 件	3 件
後発医薬品の効能に疑問がある	10 件	8 件
後発医薬品の供給体制に不安がある	4 件	3 件
処方銘柄が身体への影響が大きい	1 件	2 件
処方銘柄が治療域のせまい医薬品	1 件	1 件
患者に適した剤形が他にないから	1 件	2 件
処方銘柄を長く使用し信頼している	5 件	9 件
使用医薬品の銘柄を指定されている	0 件	2 件
その他	5 件	5 件
未記入	5 件	2 件

出所：厚生労働省「後発医薬品の使用状況調査（平成 20 年度調査）」

公正取引委員会の「医療用医薬品の流通実態に関する調査報告書（平成 18 年）」によると、医療機関における後発医薬品の使用の契機としては、「病院経営が赤字であるため、その改善を図る必要があった」（65.6%）が最も多くなっている。

また、DPC が導入された医療機関へのヒアリングからは、「後発医薬品の導入を始めたきっかけは DPC の導入である。医療コストそのものを下げる必要があり、後発医薬品を導入することにした」、「DPC が導入されると、医師に、経営上安価な医薬品を使用しなければならないというインセンティブが働くので後発医薬品は増える」との結果が得られている。

図表 25 医療機関における後発医薬品の使用の契機（n= 294、複数回答）



注1：「病院経営が赤字であるため、その改善を図る必要があった」と回答した医療機関に対し、後発医薬品の使用がどのように赤字改善に寄与するのかたずねたところ、「後発医薬品は薬価差益が小さいので、薬価差益による利益は少ないが、患者の医薬品の選択肢を増やすことにより、より多くの患者に来院してもらえるようにするため」、「保険償還が定額制の療養病床があるため」等の理由が挙げられた。

注2：その他には、「患者からの要望は特にないが患者負担を軽減するため」、「服用しやすいなどの製剤的特徴があるため」、「製品名による誤用を防ぐため」等の積極的な採用理由のほか、「偶然に購入していた医薬品が後発医薬品であった」、「行政機関からの指導を受けて購入することとした」等の消極的な採用理由が含まれる。

出所：公正取引委員会「医療用医薬品の流通実態に関する調査報告書（平成 18 年）」